資料４

# 令和7年度の
# 取り組み内容について

大島町地域公共交通活性化協議会

令和7年3月28日（金）

# 令和7年度の取り組み内容（案）

| 実施主体 | 協議会事務局（大島町政策推進課） | 協議会構成員 |
|---|---|---|
| 実施内容 | •「交通空白」解消に向けた実証実験の企画・調整及び効果検証<br>•体系的なモビリティ・マネジメントの実施<br>•地域にあった交通ネットワークの形成に向けた地域意見交換の実施<br>•公共交通モニタの実施<br>•各種調査・調整（大島高校直通バスに関する調整、タクシー活用に関する基礎情報整理） | **［大島バス］**<br>•「交通空白」解消に向けた実証実験の実施<br>•バスの乗り方教室の実施<br>•大島高校直通バスの運行に関する検討<br>**［タクシー協会］**<br>•「交通空白」解消に向けた実証実験の実施<br>**［観光協会］**<br>•公共交通利用の促進につながる広報活動<br>**［全構成員共通］**<br>•町内イベント参加時の公共交通の積極的な利用や参加メンバーへの利用呼びかけ |
| 活用財源 | •一般財源<br>•国補助制度　例）共創モデル実証運行事業（国土交通省）、地域公共交通計画等策定事業（国土交通省）　等 | •各構成員の自主財源<br>•関係省庁・団体の補助金・助成金<br>※適宜事務局が支援 |

下記ご意見いただきたい。
・各構成員で検討している事業のなかで本計画と連携を図れるもの
・取り組み内容に関するご質問・ご意見・ご提案

# 【協議事項】「交通空白」解消に向けた実証実験の検討方針

- 路線バスの運転士不足の状況を踏まえた町内の路線バスネットワークの最適化を図るために、日中の利用が少ない「岡田港～大島公園」間について、路線バス減便による交通空白解消の手段として乗合タクシー運行を検討

【実証実験の概要（案）】
- 大島公園ラインの「元町港～岡田港」間は、島内の主要幹線軸であることから現行通りの運行とする。
- 運転手不足や、「岡田港～大島公園」間は朝夕の通勤通学時間帯以外を除き利用需要が少ないことから減便とし、交通空白時間帯における移動はタクシーが代替することを検討する。
- 観光繁忙期を避けた11～1月上旬での実施を想定する。

## 大島公園ライン（2025年2月3日～2025年3月31日ダイヤ）

■元町港→岡田港・大島公園 行

元町港～岡田港　おとな 370 円
元町港～大島公園　おとな 570 円

| 便 | ① 元町港発 | ⑥ 郷土資料館入口 | ⑧ 大島空港入口 | ⑨ 大島空港ターミナル | ⑩ ふるさと体験館入口 | ⑭ 岡田郵便局前 | ⑯ 岡田港 | ⑳ 椿トンネル | ㉑ 大島公園着 | 運行日 (R7.2/3～R7.3/31) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 8:10 | 8:16 | 8:18 | － | 8:19 | 8:22 | 8:27 | 8:36 | 8:40 | 毎　日 |
| 2 | 9:40 | 9:46 | 9:48 | － | 9:49 | 9:52 | 9:57 | 10:06 | 10:10 | 毎　日 |
| 3 | 10:20 | 10:26 | 10:28 | 10:30 | 10:33 | 10:36 | 10:40 | | | 毎　日 |
| | | | | | | | 10:50 | 10:59 | 11:03 | |
| 4 | 12:00 | 12:06 | 12:08 | － | 12:09 | 12:12 | 12:17 | 12:26 | 12:30 | 毎　日 |
| 5 | 13:30 | 13:36 | 13:38 | － | 13:39 | 13:42 | 13:47 | 13:56 | 14:00 | 毎　日 |
| 6 | 14:20 | 14:26 | 14:28 | － | 14:29 | 14:32 | 14:37 | 14:46 | 14:50 | 毎　日 |
| 7 | 14:50 | 14:56 | 14:58 | － | 14:59 | 15:02 | 15:07 | 15:16 | 15:20 | 毎　日 |
| 8 | 15:50 | 15:56 | 15:58 | － | 15:59 | 16:02 | 16:07 | 16:16 | 16:20 | 毎　日 |
| 9 | 17:20 | 17:26 | 17:28 | － | 17:29 | 17:32 | 17:37 | 17:46 | 17:50 | 毎　日 |

◎シルバーパス利用できます。

減便
⇒タクシーが代替

■大島公園・岡田港→元町港 行

大島公園～岡田港　おとな 380 円
元町港・岡田港～大島空港ターミナル　おとな 260 円

| 便 | ㉑ 大島公園発 | ⑳ 椿トンネル | ⑯ 岡田港 | ⑭ 岡田郵便局前 | ⑩ ふるさと体験館入口 | ⑨ 大島空港ターミナル | ⑧ 大島空港入口 | ⑥ 郷土資料館入口 | ① 元町港着 | 運行日 (R7.2/3～R7.3/31) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 7:20 | 7:24 | 7:33 | 7:38 | 7:41 | － | 7:42 | 7:44 | 7:50 | 毎　日 |
| 2 | 9:20 | 9:24 | 9:33 | 9:38 | 9:41 | － | 9:42 | 9:44 | 9:50 | 毎　日 |
| 3 | 10:50 | 10:54 | 11:03 | 11:08 | 11:11 | 11:14 | 11:16 | 11:18 | 11:24 | 毎　日 |
| 4 | 12:10 | 12:14 | 12:23 | 12:28 | 12:31 | － | 12:32 | 12:34 | 12:40 | 毎　日 |
| 5 | 13:50 | 13:54 | 14:03 | 14:08 | 14:11 | － | 14:12 | 14:14 | 14:20 | 毎　日 |
| 6 | 14:40 | 14:44 | 14:53 | 14:58 | 15:01 | － | 15:02 | 15:04 | 15:10 | 毎　日 |
| 7 | 15:10 | 15:14 | 15:23 | 15:28 | 15:31 | － | 15:32 | 15:34 | 15:40 | 毎　日 |
| 8 | 15:40 | 15:44 | 15:53 | 15:58 | 16:01 | 16:04 | 16:06 | 16:08 | 16:14 | 毎　日 |
| 9 | 16:30 | 16:34 | 16:43 | 16:48 | 16:51 | － | 16:52 | 16:54 | 17:00 | 毎　日 |
| 11 | 18:00 | 18:04 | 18:13 | 18:18 | 18:21 | － | 18:22 | 18:24 | 18:30 | 毎　日 |

◎シルバーパス利用できます。

減便
⇒タクシーが代替

出典：伊豆大島ナビHP、大島旅客自動車HP

# 【協議事項】「交通空白」解消に向けた実証実験の検討方針

**【現状】**

- 終日、元町港・大島公園間を路線バスで運行
- 航路接続のフィーダー系統に位置付け
- 観光閑散期の朝・夕以外の日中時間帯は利用者僅少
  ⇒収支バランスの悪い状況＋運転士の拘束時間を圧迫

道路運送法21条を活用した実証実験

**【実証実験（観光閑散期に実施）】**

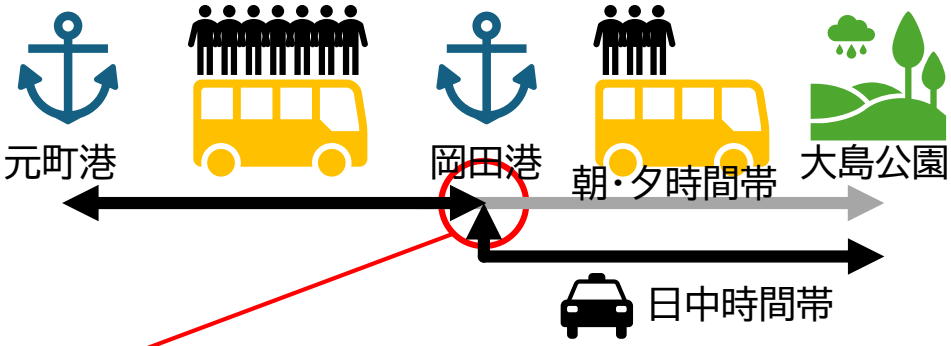


- 通勤・通学利用需要のある朝・夕時間帯は元町港・大島公園間を路線バスで運行
- 観光閑散期のみ利用の少ない日中時間帯は乗合タクシーで運行、岡田港で路線バスに接続

⇒路線バスの収支改善＋運転士拘束時間の改善

ポイント1 乗合タクシーは運転士不足による路線バスの運行休止時間（交通空白時間帯）の解消策として運行
ポイント2 乗合タクシーは路線バス・航路と接続⇒路線バスと一体になった運行、航路のフィーダー系統機能

**【今後の検討内容】**

- 乗合タクシーの運行内容
  ①運行形態、②運行ルート（エリア）、③停留所位置、④運行ダイヤ、⑤運賃
- 路線バスとの接続ルール
  どちらかが遅延した場合の対応
- 住民・来島者に向けた実証実験の周知方法
- 住民に向けた利用促進策

**【今後の協議・調整内容】**

住民・利用者
- 実証実験実施に関する説明（4～6月）

関係機関協議
- 交通管理者協議（4～6月）
  - 道路交通法第44条第2項第2号協議（バス停駐停車）
  - 停留所の新設
- 道路管理者協議（4～6月）

（運輸局協議（道路運送法21条申請））

# 実証実験スケジュール（案）

| | | 実証実験 | 協議会 | | バス | タクシー | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 3月 | | 実証実験実施に関して合意 | | | | |
| | 4月 | | | | | | 当該エリアの住民説明実施<br>停留所位置等に関する警察＋支庁協議 |
| | 5月 | | | | | | |
| | 6月 | | 第1回協議会<br>運行内容の合意 | | | 道路運送法21条関係の手続きリミット | |
| | 7月 | | ※第1回協議会での意見によっては臨時会議or追加書面協議 | | | | 道路使用許可申請、道路占用許可申請 |
| | 8月 | 法定手続きリミット(2ヶ月) | | | 秋・冬運行ダイヤ申請 | | |
| | 9月 | | 実証実験に関する広報 | 停留所設置 | 実証実験に係るダイヤ変更手続き | | |
| | 10月 | | | | | | |
| | 11月 | **実証実験期間** | | 効果検証 | | | |
| | 12月 | | | | | | |
| R8 | 1月 | | | | | | |
| | 2月 | とりまとめ | | | | | |
| | 3月 | | | | | | |

# 21条許可

関東運輸局
Kanto District Transport Bureau

乗合タクシーが地域住民のニーズにマッチするか、半年間試しにやってみたいけれど、せっかくタクシー事業者に一般乗合の許可を取ってもらっても、試した結果「導入しない」という結論になると申し訳ない・・・

そんなときは、**運送法21条許可による実証運行**という方法があります

## 21条許可とは

一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合、**イベント客の輸送**、鉄道の工事運休に伴う**代替バス**、**実証運行**等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行については、一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者が21条許可を得ることにより**乗合運送**を行うことができます。これを、一般乗合旅客自動車運送事業（4条）と区別し、「21条許可」と呼んでいます。

（道路運送法）
第二十一条　**一般貸切旅客自動車運送事業者**及び**一般乗用旅客自動車運送事業者**は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。
一　災害の場合その他緊急を要するとき。
二　一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、**一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行う**とき。

**21条許可の注意点**
・一般貸切旅客自動車運送事業者は乗車定員11人以上、一般乗用旅客自動車運送事業者は乗車定員11人未満となります
・運行費補助（幹線・フィーダー補助金）は使えません

## 21条許可の手続き

21条許可は、一般乗合の申請よりも比較的簡易な手続きで申請することができます（路線型・区域型どちらも可）

**21条許可のメリット**
・法令試験なし
・登録免許税がかからない
・期間限定の許可のため、申請どおりの時期に終了した場合は廃止等の手続き不要

【申請要件】
- **一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難**
- **運行する期間が原則１年以下**のもの（実証実験については、地方公共団体からの要請がある場合で当初から１年以上の計画がある運行については、１年以上（３年程度）の期間を認める）
- イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等**短期間に限定して実施**され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- **自治体等からの要請**

【標準処理期間】2カ月

実証運行を行う場合は、地域公共交通会議や運賃協議会での合意は必須要件とされていませんが、交通会議に諮り、地域の関係者間で協議することが望ましいです